

憲法改正特集号

LIBERAL&DEMOCRATIC

自由民主

発行所
自由民主党本部
郵便番号 100-8910
東京都千代田区永田町1-11-23
電話 東京 03(3581)6211(代表)
定価 1部 108円(税込み)
<毎週火曜日発行>



自由民主党ホームページ URL <http://www.jimin.jp/>

今こそ憲法改正を!

「自衛隊」を憲法に明記しよう!!

憲法改正県民会議を結成し県民運動を展開

代表
衆議院議員 門 博文



いよいよ憲法改正の議論が具体的に始まりました。現行憲法の改正は、わが党の政綱に掲げられた立党の精神であります。現行憲法はすでに時代に融合しなくなっています。

隣国を含む周辺地域の安全保障環境は一段と緊張感を増しております。国内では大地震やそれに伴う津波、大規模な災害が発生しています。自衛隊の存在は益々重要になり、国民の期待も確実に大きなものとなっております。

国民の安全を守るため、自衛隊を明確に憲法に明記し、その存在と任務を認知することが必要であります。

いますぐ国民的議論を興し、この憲法改正についての運動を行って参ります。
多くの皆様のご理解とご賛同を賜りますようお願い申し上げます。

遊説隊長
和歌山市議会議員 にわ 直子



戦争は悲惨です。そこでは泣き叫ぶ子ども、お腹をすかせた赤ちゃんを抱き途方に暮れる母親、その様な映像を観るたびに、私の心は張り裂けそうになります。決して他人事ではありません、子供達の未来を守る為には、国防の最前線を担っている自衛隊の存在意義を憲法に明記することが必要です。

憲法9条には、1項と2項があります。

1項の平和主義は堅持し、2項では自衛隊の憲法上の規定を明記しましょう!

1項 日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。

2項 前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。
国の交戦権は、これを認めない。

自由民主党和歌山県支部連合会 〒640-8045 和歌山市ト半町35 TEL.073-431-3441 FAX.073-431-4109

かど博文和歌山事務所 〒640-8395 和歌山市畑屋敷中ノ丁14 TEL.073-412-3060 FAX.073-412-3061
<http://www.warau-kado.jp/> かどひろふみ 検索